

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）参照条文

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）（抄）

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の八 経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条 8 (b) に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率（第一条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

259（省 略）

（経済連携協定に基づく関税割当制度等）

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基

- づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。
- 2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。
- 3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
- 4 及び5 （省 略）

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（経済連携協定）

第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 三 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 七 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
- 八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定
- 九 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
- 十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
- 十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定
- 十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）

(割当ての方法及び基準)

第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。

2 法第八条の六第二項の割当て（以下「二項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第三の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第四の上欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。

3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。

4 輸出国証明書は、前項に規定する締約国において輸出国証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。

5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、一項割当てを行うものとする。

- 一 その使用及び輸入の実績
- 二 その使用に関する計画
- 三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。
- 四 その割当てが不当に差別的でないこと。

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第三の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第四の上欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量の範囲内で、

輸出国証明書に基づいて、二項割当てを行うものとする。

7 一 項割当て及び二項割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当て証明書」という。）を発給して行うものとする。

8 関税割当て証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一 項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 前各項に規定するもののほか、関税割当て申請書及び関税割当て証明書の様式その他一 項割当て及び二項割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。